

京都市「『東山の未来』区民会議」開催要綱

(趣旨)

第1条 東山区の基本計画の推進を図るとともに、東山の地域力を生かし、課題解決と魅力の向上に取り組み、広範な区民が主体的に東山の未来について考える場として、「京都市『東山の未来』区民会議」（以下「区民会議」という。）を開催する。

(委員)

第2条 区民会議に参加する委員は、次に掲げる者で、東山区長が適当と認める者のうちから東山区長が依頼し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 別表に定める区内自治連合会組織、各種団体及び行政機関の代表者
- (3) 公募区民
- (4) 前3号に掲げる者のほか、東山区長が適当と認める者

2 前項の規定により依頼し、又は任命する委員の人数は、40人以内とする。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の任期の途中において、新たに委員となった者の任期は、依頼を受諾した日、又は任命の日から他の委員の任期の末日までとする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(座長の指名等)

第4条 東山区長は、委員のうちから区民会議の座長及び副座長を指名する。

- 2 座長は、区民会議の進行をつかさどる。
- 3 座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。座長及び副座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第5条 区民会議は、東山区長が招集する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の開催に必要な事項は、東山区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年2月27日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 「東山の未来」区民会議設置要綱（以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱に基づく「『東山の未来』区民会議」（以下「旧区民会議」という。）の委員である者は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）に区民会議の委員として依頼され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その依頼され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、第3条第1項本文の規定にかかわらず、施行日における旧区民会議の委員としての任期の残任期間とする。
- 4 この要綱の施行の際現に旧区民会議の座長及び副座長である者は、施行日に第4条第1項の規定により座長及び副座長に指名されたものとみなす。

団体名	
地 元 代 表	有济連絡協議会
	粟田自治連合会
	弥栄自治連合会
	新道自治連合会
	六原自治連合会
	清水自治会連合会
	貞教自治連合会
	修道自治連合会
	一橋自治協議会
	月輪学区自治連合協議会
	今熊野自治連合会
各 種 団 体 代 表	東山区社会福祉協議会
	東山区保健協議会連合会
	東山区民生児童委員会
	東山区体育振興会連合会
	東山区シニアクラブ連合会
	東山区地域女性連合会
	東山区交通安全対策協議会
	東山消防団
	東山少年補導委員会
区 内 行 政 機 関 等	東山警察署
	東山消防署
	南部まち美化事務所
	東部土木事務所
	東山区役所

